



災害時における車両等の移動に関する協定

仙台市（以下「甲」という。）、一般社団法人仙台建設業協会（以下「乙」という。）及び一般社団法人日本自動車連盟宮城支部（以下「丙」という。）は、災害応急対策の支障となる車両その他の物件（以下「車両等」という。）の移動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲が管理する道路における災害時の車両等の移動に関して、甲が乙及び丙に対し支援を要請する場合に必要な事項を定め、もって、災害応急対策の円滑な推進に資することを目的とする。

（業務内容）

第2条 甲が乙及び丙に対し支援を要請する業務は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第76条の6第3項の規定に基づき道路管理者が実施する措置（以下「業務」という。）とする。

（実施路線）

第3条 業務を実施する道路は、甲が管理する道路のうち、緊急輸送を確保するため必要な道路及び交通の途絶により災害応急対策に著しい支障が生じる道路を基本とする。

（要請）

第4条 甲は、災害発生時に車両等の移動が必要と認める場合には、要請の内容を明らかにした文書（以下「要請文」という。）をもって乙及び丙に対し支援を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭により要請することができるものとする。

2 前項ただし書の規定により口頭により要請した場合においては、その後速やかに要請文を乙及び丙に提出するものとする。

（業務の実施）

第5条 乙及び丙は、前条第1項の規定により甲から要請があった場合は、作業隊を派遣し、甲の指示に従い速やかに業務を実施するものとする。

2 乙及び丙は、甲が発行する「身分証明書」を携行し、業務を実施するものとする。

3 乙及び丙は、業務完了後、速やかに実施内容を甲に報告するものとする。

4 甲は、前項の業務完了報告を受けた時、又は業務の必要がなくなった時は、乙及び丙に要請の解除を行うものとする。

（業務分担）

第6条 乙は、車両重量3トンを超える車両及びその他の物件の移動を、丙は、車両重量3トン以下の車両及びその他の物件の移動を相互協力のもと行うものとする。

(費用の負担)

第7条 業務に要する費用は甲の負担とする。

(損失補償)

第8条 本協定に基づき実施した業務において、法第76条の6第3項の規定に基づきやむを得ない限度において行った措置により生じた損失の補償は、法第82条第1項の規定に基づき甲が負担するものとする。

2 乙及び丙は、その責に帰すべき事由により第三者に損害が生じたときは、各々の作業隊の責任において処理解決に当たるものとする。

(災害の補償)

第9条 この協定に基づく業務に従事した作業隊が、その活動において負傷若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、作業隊の責任において行うものとする。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までの期間とする。ただし、期間満了日の1ヶ月前までに甲、乙又は丙のいずれからも申し出がないときは、引き続き同一条件をもって本協定の有効期間を1年間延長したものとみなし、その後もまた同様とする。

(協議)

第11条 本協定に定めのない事項又は条項の解釈に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

本協定の証として、本書3通を作成し、甲、乙及び丙は記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

平成27年12月 3 日

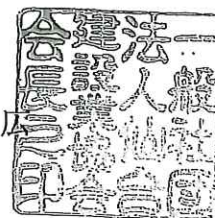
甲 仙台市

代表者 市長 奥山 恵美



乙 一般社団法人 仙台建設業協会

会長 河合 正広



丙 一般社団法人 日本自動車連盟宮城支部

支部長 吉岡 博文





「災害時における車両等の移動に関する協定」の細目に関する覚書

仙台市（以下「甲」という。）、一般社団法人仙台建設業協会（以下「乙」という。）及び一般社団法人日本自動車連盟宮城支部（以下「丙」という。）は、平成27年12月3日に締結した「災害時における車両等の移動に関する協定」（以下「協定書」という。）の細目について、次のとおり覚書を交換する。

（実施路線）

第1条 協定書第3条に定める実施路線は、別添図のとおりとする。

（要請）

第2条 協定書第4条第1項に基づく甲の要請は、各区役所・総合支所の道路担当課（以下「道路担当課」という。）が乙の組織する当該区災害応急措置協力会作業隊隊長（以下「作業隊隊長」という。）及び丙の支部長（以下「支部長」という。）に、車両等の移動に関する協力要請書（様式第1号）を提出することにより行うものとする。ただし、急を要するときは、口頭により要請することができるものとし、その後当該要請書を作業隊隊長及び支部長に提出するものとする。

2 作業隊隊長及び支部長は、前項の要請があったときは、速やかに作業隊を選任し、道路担当課に作業隊選任通知書（様式第2号）を提出するものとする。ただし、急を要するときは、口頭により作業隊の選任について報告できるものとし、その後当該通知書を道路担当課に提出するものとする。

（業務の実施）

第3条 協定書第5条第1項に基づく乙及び丙の業務は、各々の作業隊が道路担当課に着手届（様式第3号）を提出のうえ行うものとする。ただし、急を要するときは、口頭により行うことができるものとし、その後当該着手届を道路担当課に提出するものとする。

2 協定書第5条第2項に定める身分証明書（様式第4号）は、協定締結後又は毎年度当初、速やかに身分証明書交付願（様式第5号）を、作業隊隊長は道路担当課に、支部長は建設局道路保全課にそれぞれ提出するものとし、道路担当課及び建設局道路保全課は提出を受けた後速やかに身分証明書を交付するものとする。

3 作業隊隊長及び支部長は、身分証明書の交付を受けた後、作業隊に増員又は減員若しくは隊員が変更となった場合、その都度身分証明書変更願（様式第6号）を提出し、身分証明書の返却、交付を受けるものとする。

4 作業隊は、道路担当課の指示に基づき業務を行うものとする。

5 協定書第5条第3項に基づく乙及び丙の報告は、作業隊が道路担当課に完了届（様式第7号）を提出することにより行うものとする。

6 協定書第5条第4項に基づく要請の解除は、道路担当課が作業隊隊長及び支部長に協力要請解除通知書（様式第8号）により通知することで行うものとする。

（費用の負担）

第4条 協定書第7条に基づく費用の負担は、各区役所・総合支所と乙の作業隊又は各区役所・総合

支所と丙との間で、要請の事案ごとにそれぞれ業務契約を締結して行うものとする。

(協議)

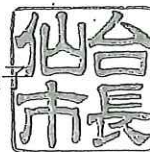
第5条 この覚書に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

平成 27 年 12 月 3 日

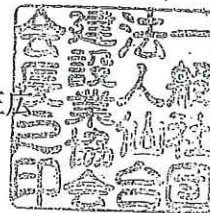
甲 仙台市

代表者 市長 奥山 恵美子



乙 一般社団法人 仙台建設業協会

会長 河合 正広



丙 一般社団法人 日本自動車連盟宮城支部

支部長 吉岡 博文



(様式第1号)

H〇〇×××△△△号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

一般社団法人 仙台建設業協会
〇〇区災害応急措置協力会
作業隊隊長 (株)〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇 様

〇〇区長

車両等の移動に関する協力要請書

「災害時における車両等の移動に関する協定」の細目に関する覚書第2条第1項に基づき、下記のとおり車両等の移動について協力を要請します。

記

- 1 作業箇所：別添作業箇所図のとおり
- 2 作業内容：別添作業仕様書のとおり
- 3 履行期限：平成〇〇年〇〇月〇〇日

担 当：〇〇区建設部道路課 〇〇
連絡先：〇〇〇—〇〇〇〇

(様式第1号)

H〇〇×××△△△号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

一般社団法人 日本自動車連盟宮城支部
支部長 〇〇 〇〇 様

〇〇区長

車両等の移動に関する協力要請書

「災害時における車両等の移動に関する協定」の細目に関する覚書第2条第1項に基づき、下記のとおり車両等の移動について協力を要請します。

記

- 1 作業箇所：別添作業箇所図のとおり
- 2 作業内容：別添作業仕様書のとおり
- 3 履行期限：平成〇〇年〇〇月〇〇日

担 当：〇〇区建設部道路課 〇〇
連絡先：〇〇〇—〇〇〇〇

(様式第2号)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇区長 様

一般社団法人 仙台建設業協会
〇〇区災害応急措置協力会
作業隊隊長 ㈱〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

作業隊選任通知書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付けH〇〇×××△△△号により要請のあった件について、「災害時における車両等の移動に関する協定」の細目に関する覚書第2条第2項に基づき、下記のとおり作業隊を選任したので通知します。

記

1 作業隊

1 工区 〇〇建設㈱

隊長：〇〇〇〇 連絡先〇〇〇-〇〇〇〇

作業場所：〇〇区〇〇丁目〇〇地先

路線名：市道〇〇線

作業開始可能日時：平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時

2 工区 〇〇建設㈱

隊長：〇〇〇〇 連絡先〇〇〇-〇〇〇〇

作業場所：〇〇区〇〇丁目〇〇地先

路線名：市道〇〇線

作業開始可能日時：平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時

2 履行期限：平成〇〇年〇〇月〇〇日

(様式第2号)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇区長 様

一般社団法人 日本自動車連盟宮城支部
支 部 長 〇〇〇〇

作業隊選任通知書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付けH〇〇×××△△△号により要請のあった件について、「災害時における車両等の移動に関する協定」の細目に関する覚書第2条第2項に基づき、下記のとおり作業隊を選任したので通知します。

記

1 作業隊

1工区 隊 長：〇〇〇〇 連絡先〇〇〇-〇〇〇〇

作業場所：〇〇区〇〇丁目〇〇地先

路 線 名：市道〇〇線

作業開始可能日時：平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時

2工区 隊 長：〇〇〇〇 連絡先〇〇〇-〇〇〇〇

作業場所：〇〇区〇〇丁目〇〇地先

路 線 名：市道〇〇線

作業開始可能日時：平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時

2 履行期限：平成〇〇年〇〇月〇〇日

(様式第3号)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇区長 様

一般社団法人 仙台建設業協会
〇〇区災害応急措置協力会
〇〇工区 作業隊 (株)〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

着手届

平成〇〇年〇〇月〇〇日付けH〇〇×××△△△号により要請のあった件について、平成〇〇年〇〇月〇〇日下記のとおり業務に着手しましたので、「災害時における車両等の移動に関する協定」の細目に関する覚書第3条第1項に基づき、着手届を提出します。

記

- 1 作業箇所：別添作業箇所図のとおり
- 2 作業内容：別添作業仕様書のとおり
- 3 隊長：〇〇〇〇 連絡先〇〇〇-〇〇〇〇
- 4 履行期限：平成〇〇年〇〇月〇〇日

(様式第3号)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇区長 様

一般社団法人 日本自動車連盟宮城支部
支部長 〇〇 〇〇

着手届

平成〇〇年〇〇月〇〇日付けH〇〇×××△△△号により要請のあった件について、平成〇〇年〇〇月〇〇日下記のとおり業務に着手しましたので、「災害時における車両等の移動に関する協定」の細目に関する覚書第3条第1項に基づき、着手届を提出します。

記

- 1 作業箇所：別添作業箇所図のとおり
- 2 作業内容：別添作業仕様書のとおり
- 3 隊 長：〇〇〇〇 連絡先〇〇〇-〇〇〇〇
- 4 履行期限：平成〇〇年〇〇月〇〇日

(様式第4号)
第〇〇号

身分証明書

所属

氏名

職名

右は、「災害時における車両等の移動に関する協定」に基づき、災害対策基本法第76条の6第3項の措置を行うことを委託した者であることを証する。

交付年月日 平成 年 月 日

有効期間 平成 年 月 日から

平成 年 月 日まで

道路管理者 仙台市

代表者 市長 奥山 恵美子

(様式第5号)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇区長 様

一般社団法人 仙台建設業協会

〇〇区災害応急措置協力会

作業隊隊長 (株)〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇

身分証明書交付願

「災害時における車両等の移動に関する協定」の細目に関する覚書第3条第2項に基づき、身分証明書交付願を提出しますので、身分証明書を交付願います。なお、平成〇年度の身分証明書は下記のとおり返却します。

記

(新規交付分)

会社名	役職名	氏名	年齢
〇〇建設(株)	〇〇	××	〇〇
〇〇建設(株)	〇〇	××	〇〇
〇〇建設(株)	〇〇	××	〇〇
〇〇建設(株)	〇〇	××	〇〇
〇〇建設(株)	〇〇	××	〇〇

(平成〇年度返却分)

会社名	役職名	氏名	年齢
〇〇建設(株)	〇〇	××	〇〇
〇〇建設(株)	〇〇	××	〇〇
〇〇建設(株)	〇〇	××	〇〇
〇〇建設(株)	〇〇	××	〇〇
〇〇建設(株)	〇〇	××	〇〇

(様式第5号)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

建設局長 様

一般社団法人 日本自動車連盟宮城支部
支部長 〇〇 〇〇

身分証明書交付願

「災害時における車両等の移動に関する協定」の細目に関する覚書第3条第2項に基づき、身分証明書交付願を提出しますので、身分証明書を交付願います。なお、平成〇年度の身分証明書は下記のとおり返却します。

記

(新規交付分)

支部名	役職名	氏名	年齢
宮城支部	〇〇	××	〇〇
宮城支部	〇〇	××	〇〇
宮城支部	〇〇	××	〇〇
宮城支部	〇〇	××	〇〇
宮城支部	〇〇	××	〇〇
宮城支部	〇〇	××	〇〇
宮城支部	〇〇	××	〇〇

平成〇年度返却分)

支部名	役職名	氏名	年齢
宮城支部	〇〇	××	〇〇
宮城支部	〇〇	××	〇〇
宮城支部	〇〇	××	〇〇
宮城支部	〇〇	××	〇〇
宮城支部	〇〇	××	〇〇

(様式第6号)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇区長 様

一般社団法人 仙台建設業協会
〇〇区災害応急措置協力会
作業隊隊長 (株)〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

身分証明書変更願

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け交付を受けた身分証明書について、作業隊に変更が生じたので、「災害時における車両等の移動に関する協定」の細目に関する覚書第3条第3項に基づき、下記のとおり変更願を提出します。

記

1 変更理由

(・ 隊員の増員 ・ 隊員の減員 ・ 隊員の変更)

2 身分証明書の交付・返却

(新規交付分)

会社名	役職名	氏名	年齢
〇〇建設(株)	〇〇	××	〇〇
〇〇建設(株)	〇〇	××	〇〇
〇〇建設(株)	〇〇	××	〇〇
〇〇建設(株)	〇〇	××	〇〇

(返却分)

会社名	役職名	氏名	年齢
〇〇建設(株)	〇〇	××	〇〇
〇〇建設(株)	〇〇	××	〇〇
〇〇建設(株)	〇〇	××	〇〇

(様式第6号)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

建設局長 様

一般社団法人 日本自動車連盟宮城支部
支部長 〇〇 〇〇

身分証明書変更願

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け交付を受けた身分証明書について、作業隊に変更が生じたので、「災害時における車両等の移動に関する協定」の細目に関する覚書第3条第3項に基づき、下記のとおり変更願を提出します。

記

1 変更理由

(・ 隊員の増員 ・ 隊員の減員 ・ 隊員の変更)

2 身分証明書の交付・返却

(新規交付分)

支部名	役職名	氏名	年齢
宮城支部	〇〇	××	〇〇
宮城支部	〇〇	××	〇〇
宮城支部	〇〇	××	〇〇
宮城支部	〇〇	××	〇〇
宮城支部	〇〇	××	〇〇

(返却分)

支部名	役職名	氏名	年齢
宮城支部	〇〇	××	〇〇
宮城支部	〇〇	××	〇〇
宮城支部	〇〇	××	〇〇
宮城支部	〇〇	××	〇〇
宮城支部	〇〇	××	〇〇

(様式第7号)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇区長 様

一般社団法人 仙台建設業協会
〇〇区災害応急措置協力会
〇〇工区作業隊 (株)〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

完了届

平成〇〇年〇〇月〇〇日付けH〇〇×××△△△号により要請のあった件について、平成〇〇年〇〇月〇〇日下記のとおり業務が完了しましたので、「災害時における車両等の移動に関する協定」の細目に関する覚書第3条第5項に基づき、完了届を提出します。

記

- 1 作業箇所：別添作業箇所図のとおり
- 2 作業内容：別添作業内容のとおり
- 3 履行期限：平成〇〇年〇〇月〇〇日

(様式第7号)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇区長 様

一般社団法人 日本自動車連盟宮城支部
支部長 〇〇 〇〇

完了届

平成〇〇年〇〇月〇〇日付けH〇〇×××△△△号により要請のあった件について、平成〇〇年〇〇月〇〇日下記のとおり業務が完了しましたので、「災害時における車両等の移動に関する協定」の細目に関する覚書第3条第5項に基づき、完了届を提出します。

記

- 1 作業箇所：別添作業箇所図のとおり
- 2 作業内容：別添作業内容のとおり
- 3 履行期限：平成〇〇年〇〇月〇〇日

(様式第8号)

H〇〇×××△△△号-〇

平成〇〇年〇〇月〇〇日

一般社団法人 仙台建設業協会

〇〇区災害応急措置協力会

作業隊隊長 (株)〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇

〇〇区長

協力要請解除通知書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付けH〇〇×××△△△号により要請した件について、「災害時における車両等の移動に関する協定」の細目に関する覚書第3条第6項に基づき、下記のとおり協力要請を解除します。

記

- 1 作業箇所：別添作業箇所図のとおり
- 2 作業内容：別添作業仕様書のとおり

担 当：〇〇区建設部道路課 〇〇

連絡先：〇〇〇-〇〇〇〇

(様式第8号)

H〇〇×××△△△号-〇、
平成〇〇年〇〇月〇〇日

一般社団法人 日本自動車連盟宮城支部
支部長 〇〇 〇〇

〇〇区長

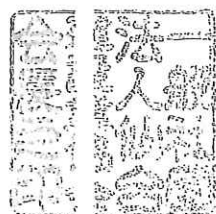
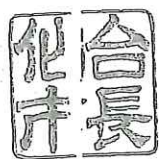
協力要請解除通知書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付けH〇〇×××△△△号により要請した件について、「災害時における車両等の移動に関する協定」の細目に関する覚書第3条第6項に基づき、下記のとおり協力要請を解除します。

記

- 1 作業箇所：別添作業箇所図のとおり
- 2 作業内容：別添作業仕様書のとおり

担 当：〇〇区建設部道路課 〇〇
連絡先：〇〇〇-〇〇〇〇



(一社) 仙台建設業協会

災害対策基本法に基づく 車両等の移動に関する体制

【車両移動対象路線】（令和6年3月19日変更）

1) 宮城県道路防災情報連絡協議会指定路線

国	道	29.6Km
主要	地方道	75.8Km
一般	県道	41.4Km
市	道	90.7Km
		237.4Km

2) 仙台市地域防災計画指定路線

国	道	20.4Km
主要	地方道	52.3Km
一般	県道	35.5Km
市	道	84.2Km
		192.4Km

3) 災対法追加路線

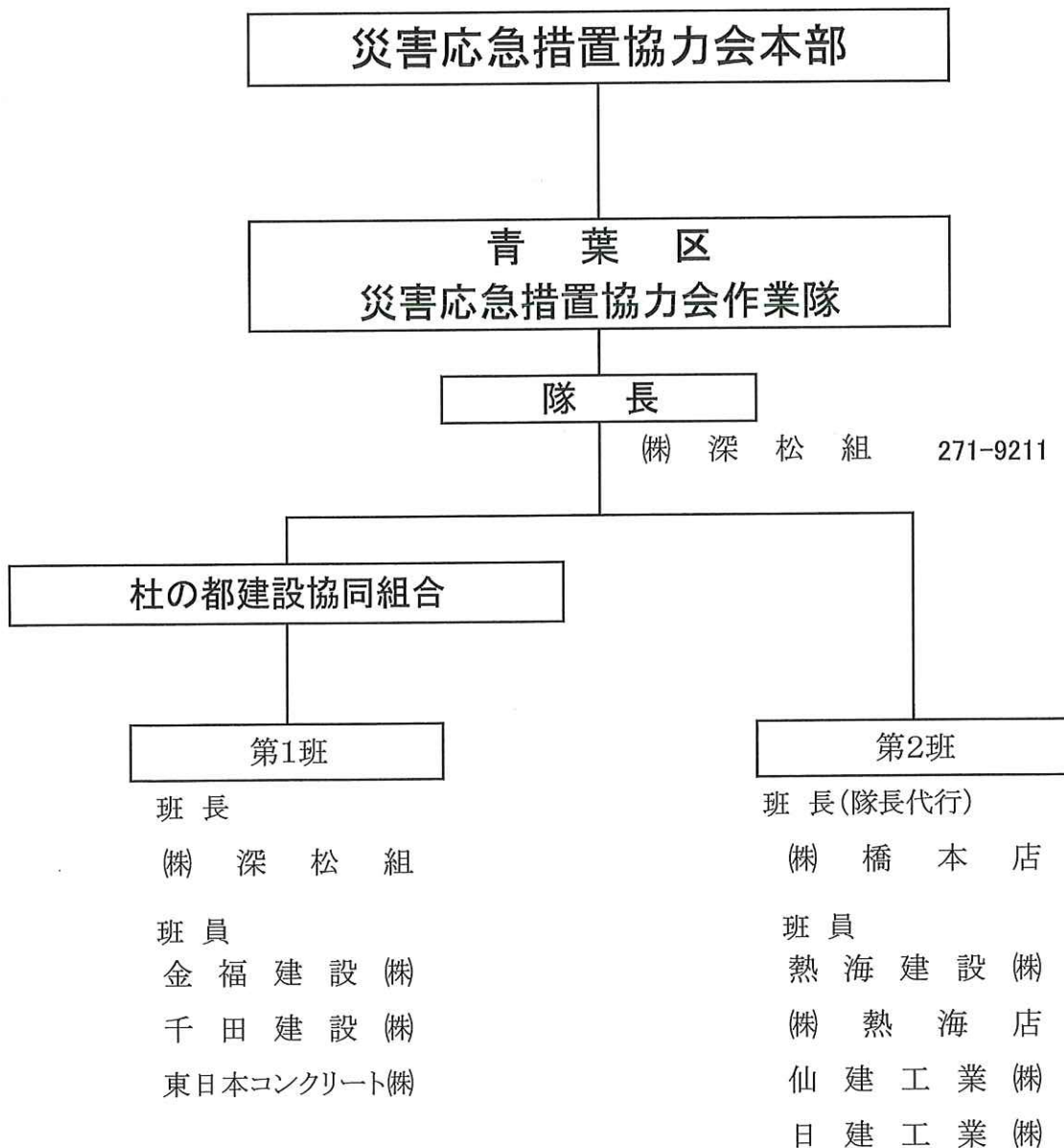
国	道	0.0Km
主要	地方道	0.0Km
一般	県道	3.1Km
市	道	44.0Km
		47.1Km

4) 合計路線数 291路線

一般社団法人仙台建設業協会 災害応急措置協力会
車両移動作業体制図(青葉区)

令和7年4月1日現在

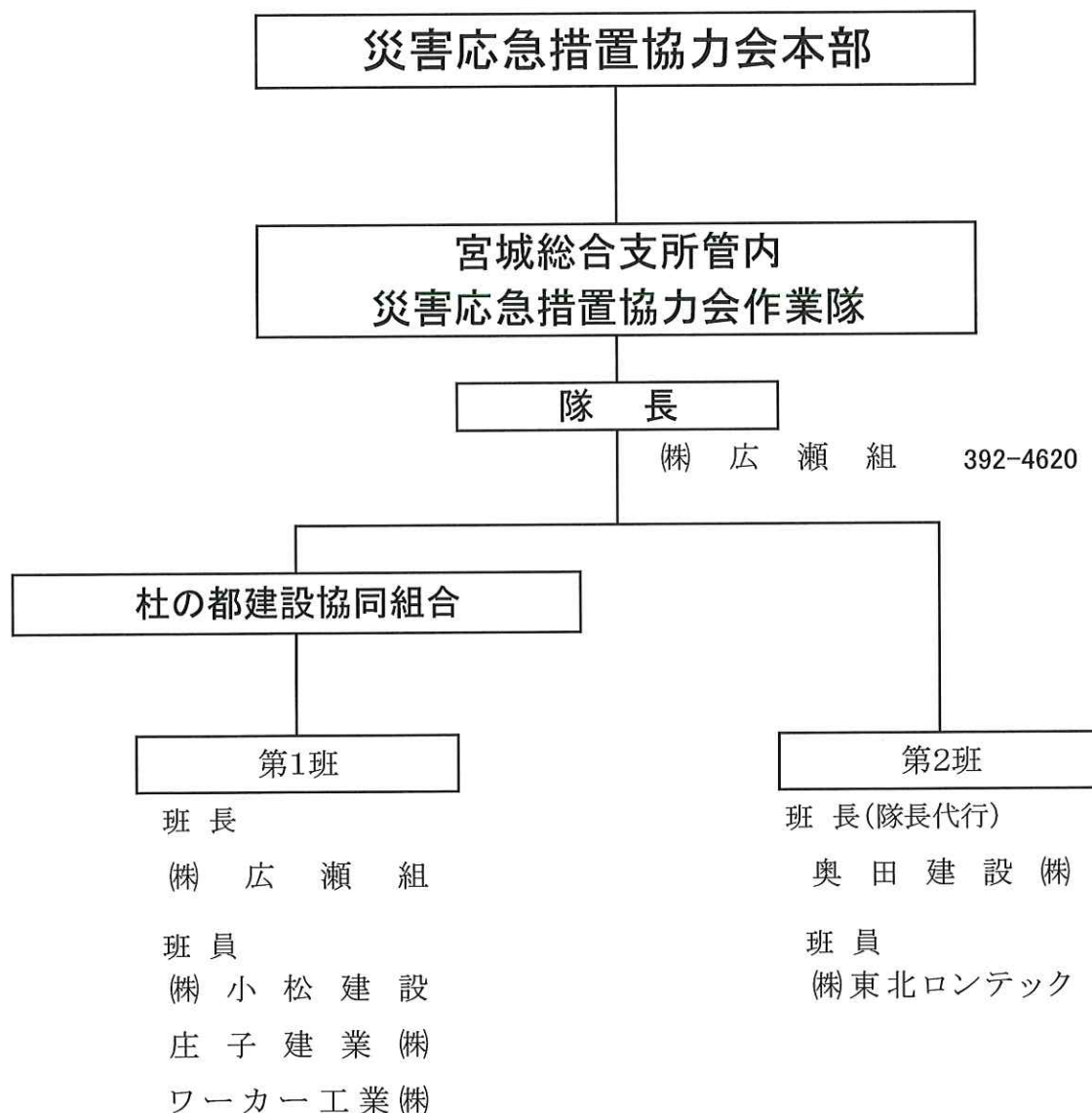
- ・本作業体制は、仙台市及び(一社)日本自動車連盟宮城支部との「災害時における車両等の移動に関する協定」第4条第1項の要請を受諾した会員会社で組織する作業隊を仙台市各区ごとに組織するために用いるものである。
- ・作業隊は、仙台市各区ごとに隊長社をおき、作業体制を組み、隊長社の指揮のもと作業を行う。
- ・杜の都建設協同組合は、組合員への連絡調整等を行う。



一般社団法人仙台建設業協会 災害応急措置協力会
車両移動作業体制図(宮城総合支所管内)

令和7年4月1日現在

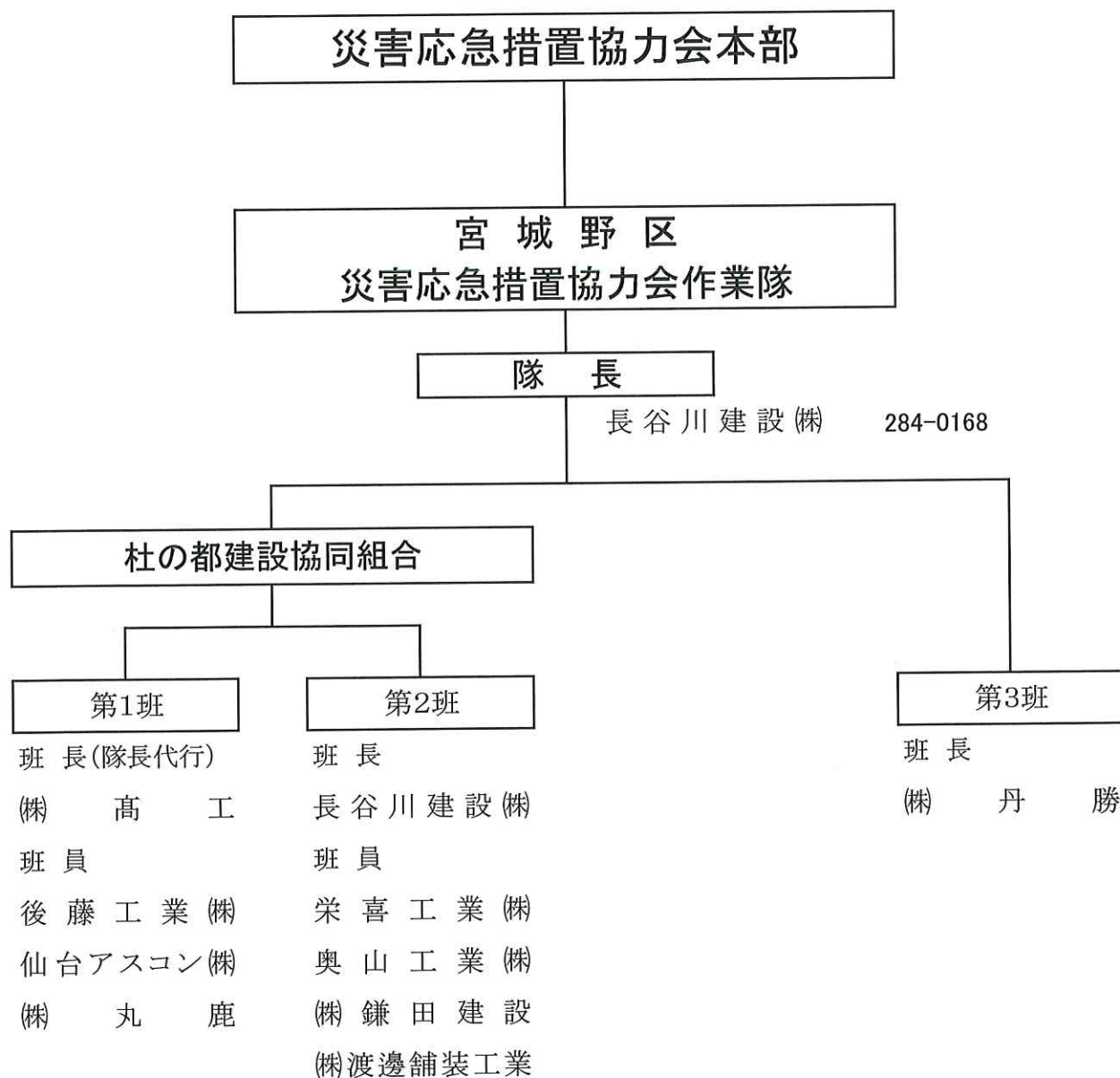
- ・本作業体制は、仙台市及び(一社)日本自動車連盟宮城支部との「災害時における車両等の移動に関する協定」第4条第1項の要請を受諾した会員会社で組織する作業隊を仙台市各区ごとに組織するために用いるものである。
- ・作業隊は、仙台市各区ごとに隊長社をおき、作業体制を組み、隊長社の指揮のもと作業を行う。
- ・杜の都建設協同組合は、組合員への連絡調整等を行う。



一般社団法人仙台建設業協会 災害応急措置協力会
車両移動作業体制図(宮城野区)

令和7年4月1日現在

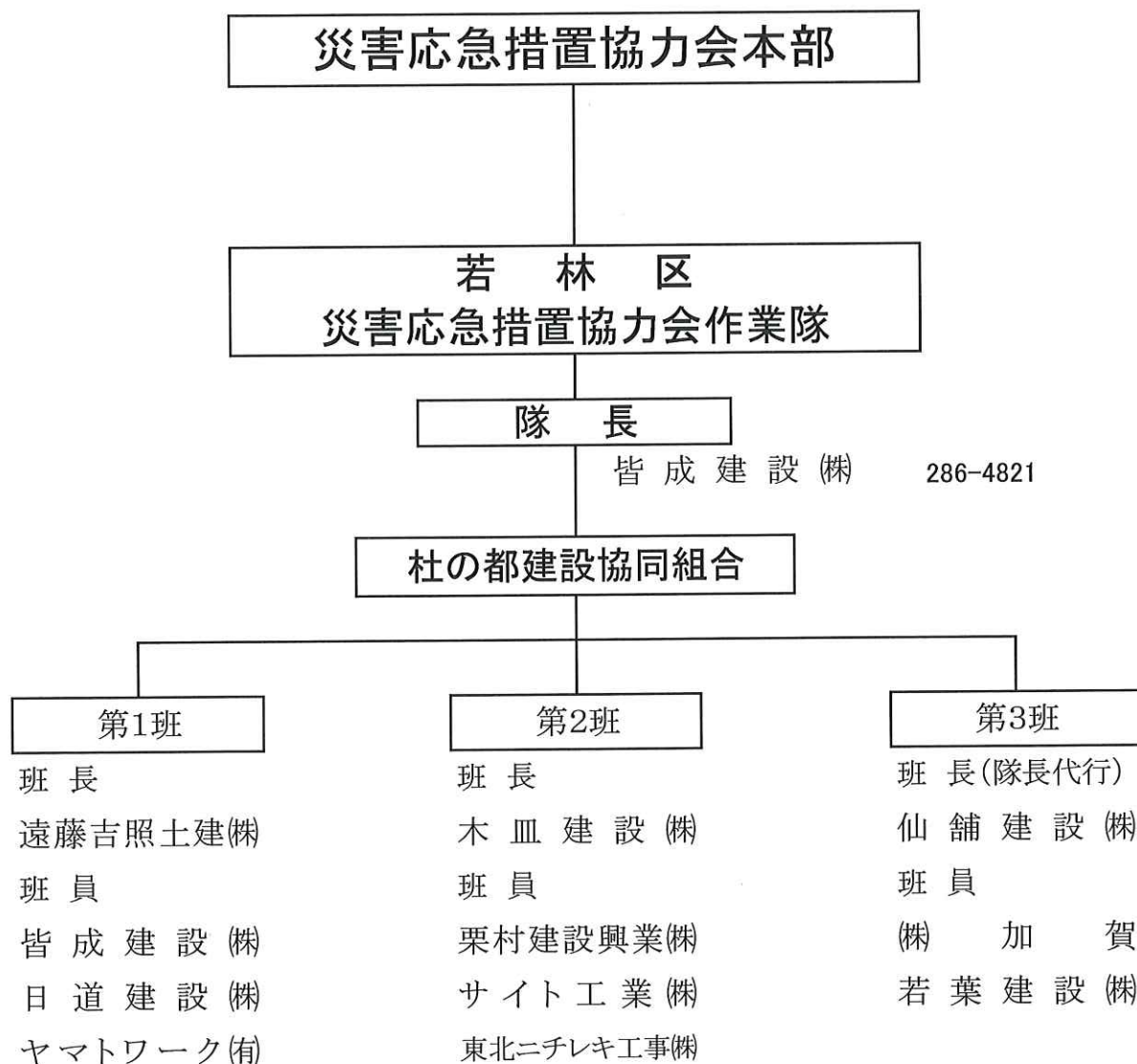
- ・本作業体制は、仙台市及び(一社)日本自動車連盟宮城支部との「災害時における車両等の移動に関する協定」第4条第1項の要請を受諾した会員会社で組織する作業隊を仙台市各区ごとに組織するために用いるものである。
- ・作業隊は、仙台市各区ごとに隊長社をおき、作業体制を組み、隊長社の指揮のもと作業を行う。
- ・杜の都建設協同組合は、組合員への連絡調整等を行う。



一般社団法人仙台建設業協会 災害応急措置協力会
車両移動作業体制図(若林区)

令和7年4月1日現在

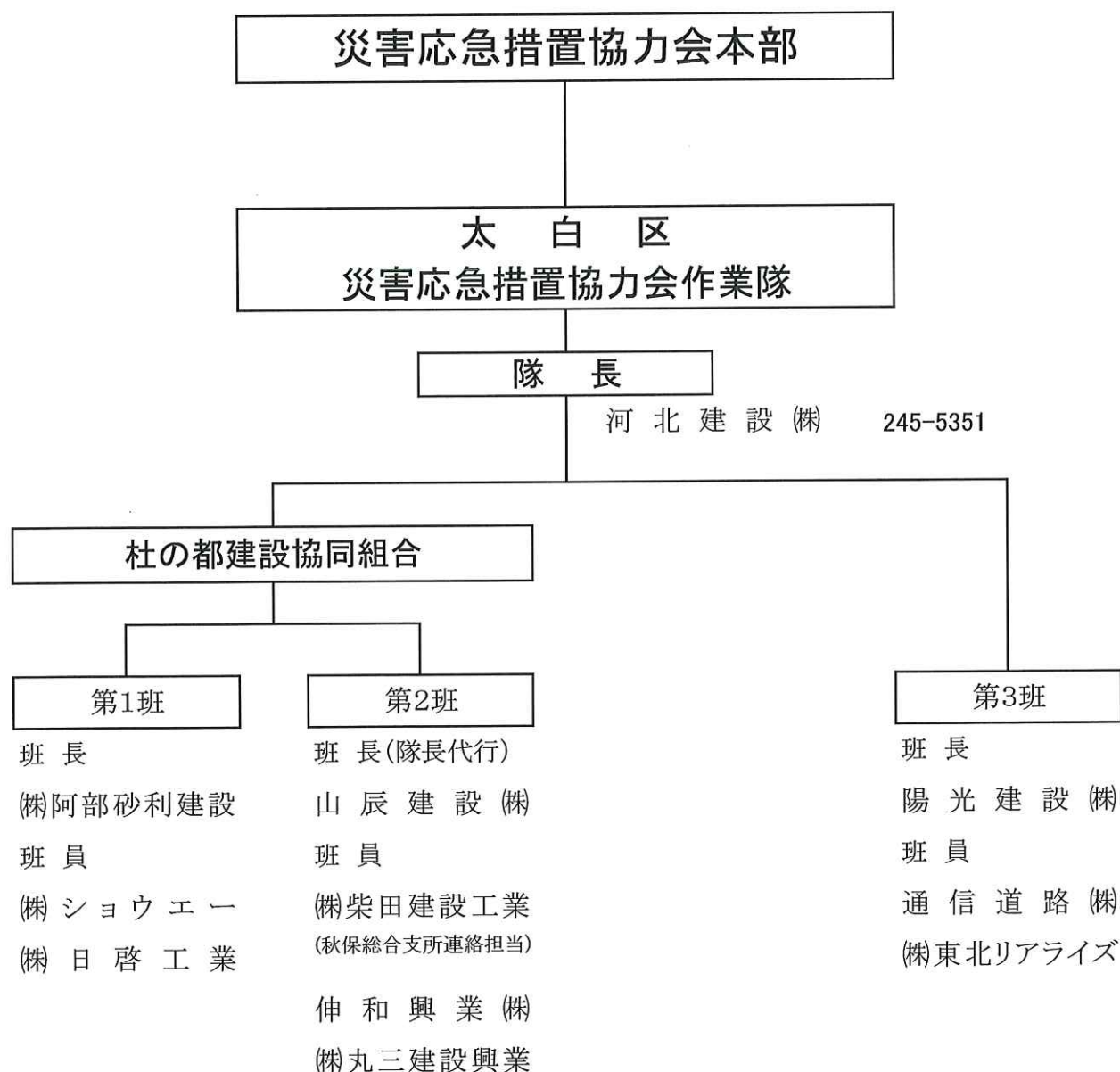
- ・本作業体制は、仙台市及び(一社)日本自動車連盟宮城支部との「災害時における車両等の移動に関する協定」第4条第1項の要請を受諾した会員会社で組織する作業隊を仙台市各区ごとに組織するために用いるものである。
- ・作業隊は、仙台市各区ごとに隊長社をおき、作業体制を組み、隊長社の指揮のもと作業を行う。
- ・杜の都建設協同組合は、組合員への連絡調整等を行う。



一般社団法人仙台建設業協会 災害応急措置協力会
車両移動作業体制図(太白区)

令和7年4月1日現在

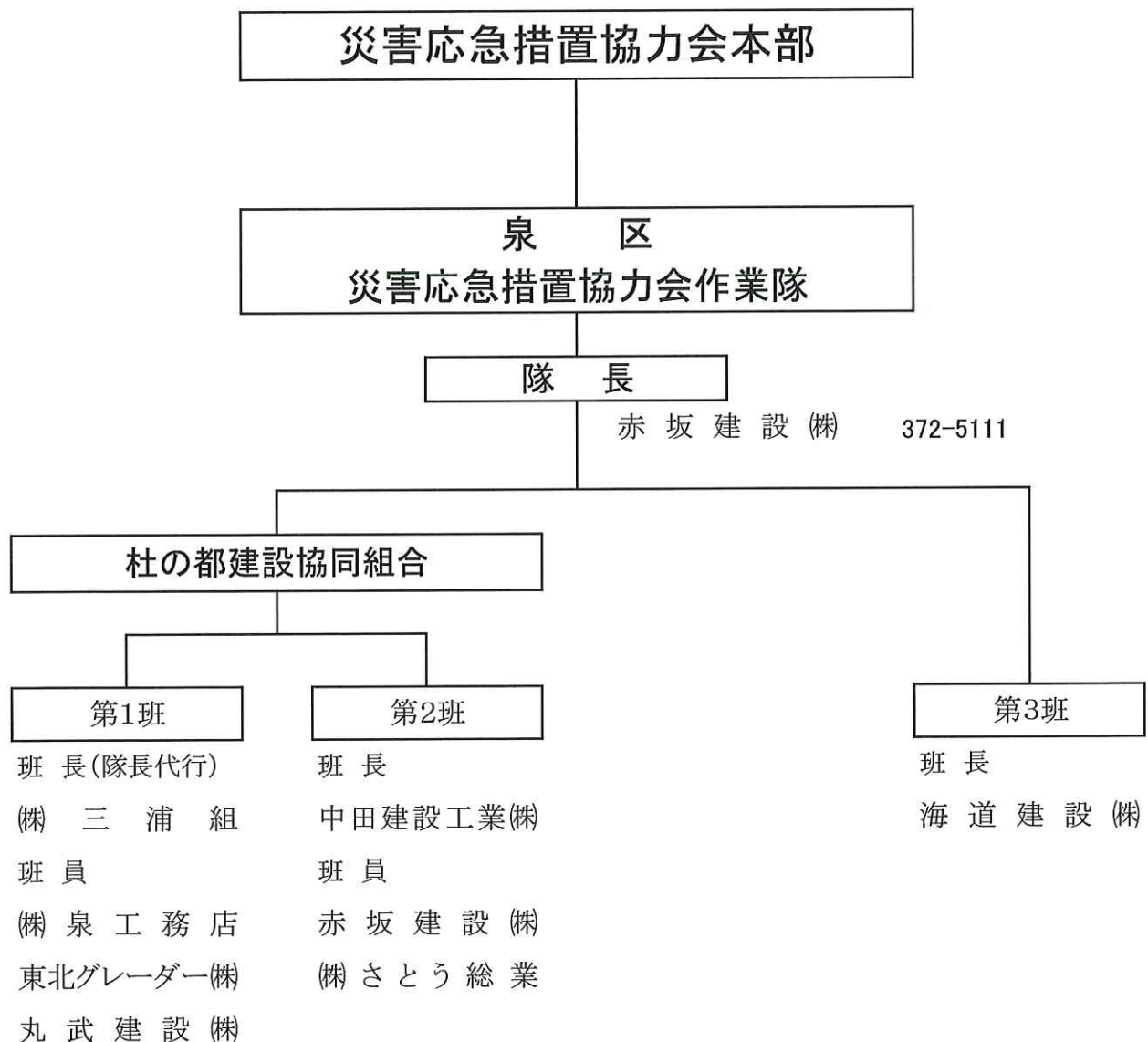
- ・ 本作業体制は、仙台市及び(一社)日本自動車連盟宮城支部との「災害時における車両等の移動に関する協定」第4条第1項の要請を受諾した会員会社で組織する作業隊を仙台市各区ごとに組織するために用いるものである。
- ・ 作業隊は、仙台市各区ごとに隊長社をおき、作業体制を組み、隊長社の指揮のもと作業を行う。
- ・ 杜の都建設協同組合は、組合員への連絡調整等を行う。



一般社団法人仙台建設業協会 災害応急措置協力会
車両移動作業体制図(泉区)

令和7年4月1日現在

- ・本作業体制は、仙台市及び(一社)日本自動車連盟宮城支部との「災害時における車両等の移動に関する協定」第4条第1項の要請を受諾した会員会社で組織する作業隊を仙台市各区ごとに組織するために用いるものである。
- ・作業隊は、仙台市各区ごとに隊長社をおき、作業体制を組み、隊長社の指揮のもと作業を行う。
- ・杜の都建設協同組合は、組合員への連絡調整等を行う。



災害対策基本法に基づく

車両等の移動に関する運用マニュアル

平成27年12月

仙台市 道路保全課

目 次

1	はじめに	P 1
2	災対法の適用範囲	P 1
3	災害時における車両等の移動	P 2
3-1	車両移動の必要性の判断	P 2
3-2	道路区間指定の通知	P 4
3-3	道路区間の指定	P 4
3-4	指定道路区間の周知	P 5
3-5	車両等の移動命令	P 8
3-6	民間事業者への車両等の移動指示	P 9
3-7	車両等の破損	P 17
3-8	土地の一時使用	P 19
3-9	車両等移動の情報提供	P 22
3-10	道路管理者による損失補償	P 22
4	関係機関との連携	P 23
4-1	情報共有	P 23
4-2	道路区間指定等の要請	P 23
4-3	道路区間指定等の指示	P 20
5	参考資料	P 26
	・災害対策基本法車両移動対象路線調書	P 27
	・宮城県冬期交通確保に関する長調整会議 構成員	P 34
	・連絡体制表	P 35
	・様式集	P 36
	・災害対策基本法	P 71
	・災害対策基本法施行令	P 75
	・災害対策基本法の一部を改正する法律について（施行通知）	P 76
	・道路法	P 85
	・道路交通法	P 87
	・車両移動に関する実務フロー	P 88

1 はじめに

災害発生時には、放置車両や立ち往生車両により、緊急車両の通行のための最低限の通行空間が確保されず、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあることから、平成 26 年 11 月に災害対策基本法(以下「災対法」という)が改正され、道路管理者に対し緊急車両の通行の妨げとなる車両その他の物件の移動に関する権限が付与された。

また、平成 26 年 11 月 21 日に関係省庁から技術的助言(災害対策基本法の一部を改正する法律について 国道政第 64 号 国道国防第 154 号 国道環安第 12 号 国道高第 223 号)が発出されるとともに、国土交通省において災害対策基本法に基づく車両移動に関する運用の手引き(平成 26 年 11 月 国土交通省道路局)が取りまとめられた。

本マニュアルは、これらに基づき本市の車両移動の実務に関する基本的な事項を取りまとめたものであり、今後実働や訓練を通じて得られた課題を踏まえ、必要に応じ見直しを行う。

2 災対法の適用範囲

- ・ 災対法に基づき車両等の移動を実施する路線(以下「対象路線」という。)は、本市が管理する道路のうち、緊急輸送を確保するために必要な道路及び交通の途絶により災害応急対策に著しい支障が生じる路線とする(別添図参照)。
- ・ 災害対策本部が設置され、対象路線に放置車両や立ち往生車両等が発生し、最低限 1 車線の通行も確保できない状況となった場合とする。

3 災害時における車両等の移動

災害時における車両等の移動の流れを図1に示す。また、業務ごとの具体的な内容について、以下に取りまとめる。

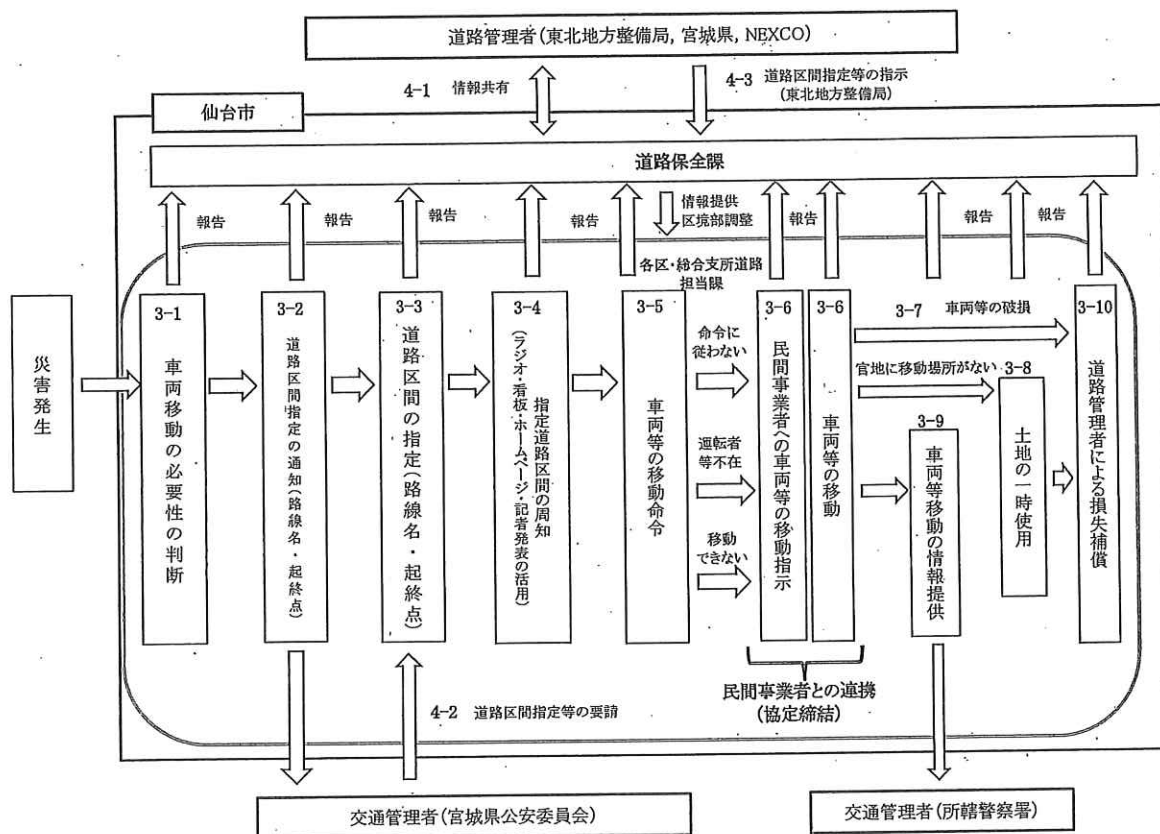


図1 災害時における車両等の移動の流れ

3-1 車両移動の必要性の判断

災害が発生した場合、各区・総合支所の道路担当課（以下、「道路担当課」という。）は現地の状況を確認し、車両移動の必要性を判断する。

《大雪の例》

<福島>

○西会津において集中的な降雪が発生し、約350台の立ち往生車両が発生。

■H22年12月26日正午 国道49号の状況



<鳥取>

○赤碕において、集中的な降雪が発生し、約1000台の立ち往生車両が発生。

■H23年1月1日7:30 国道9号の状況



<福井>

○大良において、集中的な降雪が発生し、約380台の立ち往生車両が発生。

■H23年1月31日17:30 国道8号の状況



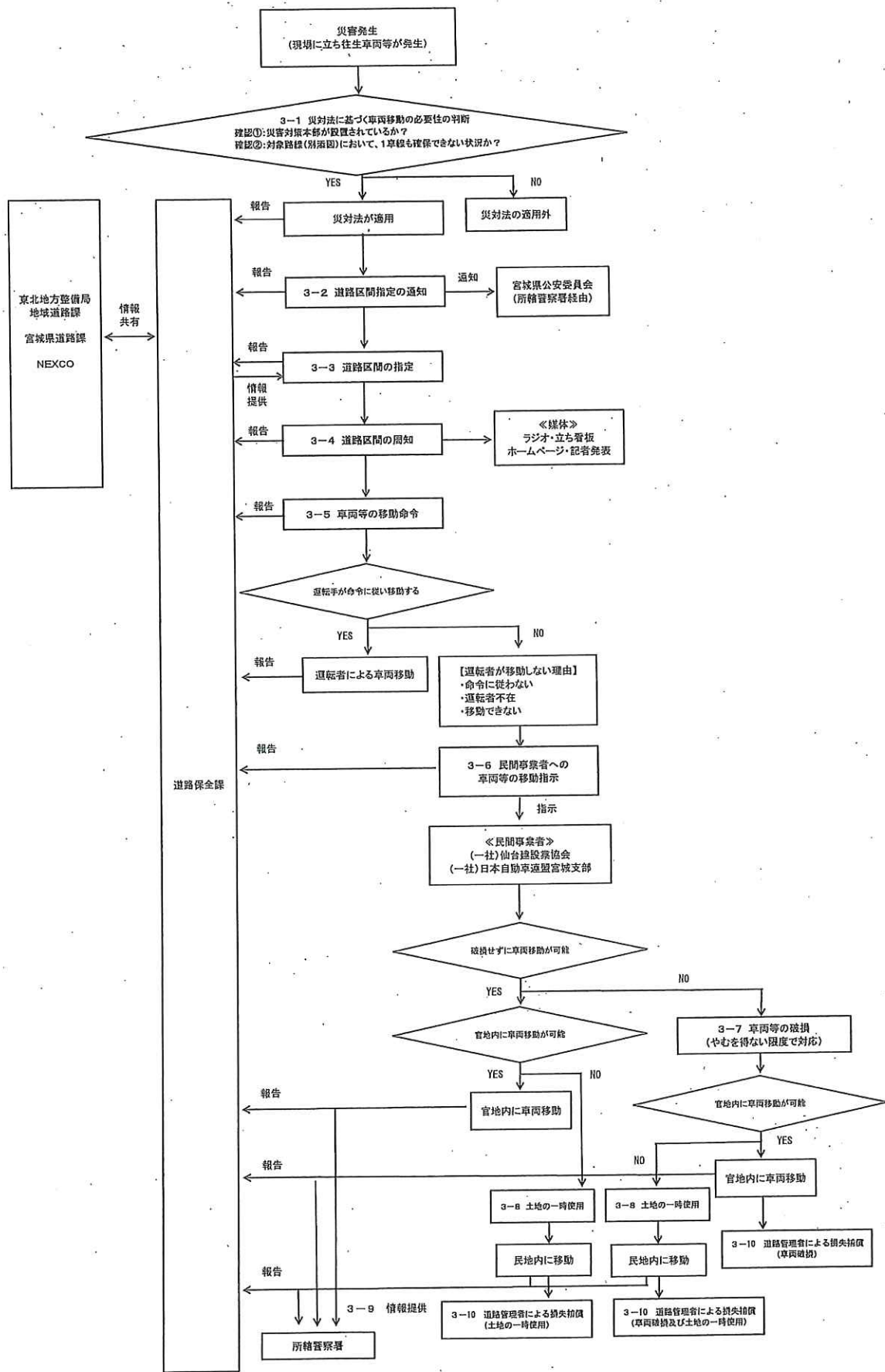


図2 車両等の移動に関する事務フロー

3-2 道路区間指定の通知

道路担当課は、区間指定にあたりあらかじめ所轄警察署経由で宮城県公安委員会へ指定する区間とその理由について通知する。通知は書面（様式1）を原則とし、緊急を要する場合など、やむを得ない場合口頭で行い、事後速やかに書面を送付する。

（様式1）

		文 書 番 号
		平成 年 月 日
宮城県公安委員会 様		
（〇〇警察署 経由）		
道路管理者 仙台市		
代表者 仙台市長 奥山恵美子		
災害対策基本法第76条の6第1項の規定に基づく道路区間指定について		
災害対策基本法第76条の6第1項の規定に基づき、下記のとおり区間を指定するため、災害対策基本法施行令第33条の3の規定に基づき通知します。		
記		
指定区間：主要地方道〇〇線（仙台市〇〇区〇〇地先～仙台市〇〇区〇〇地先）		
指定理由：緊急車両の通行確保のため		
担当：仙台市〇〇区建設部道路課		
電話〇〇〇-〇〇〇〇		

区間指定に伴う宮城県公安委員会への通知（様式1）

3-3 道路区間の指定

道路担当課は、対象路線において車両等の移動が必要な場合、区間を指定する。区間指定を行う際は、道路保全課にその旨を報告する。

区間指定は、それぞれの区間の路線名及び起終点を示して、書面（様式2）により行う。なお、指定後も状況に応じて、適宜区間の追加、削除を行う。

【区境を跨ぐ場合の対応】

道路保全課は、関係する区へ他の区の情報を伝達し、区間指定が円滑に実施できるよう区間の連絡調整を行う。

区は、道路保全課からの情報を踏まえ、可能なかぎり関係する区と現場調整を行い、区間指定を行う。

【行政境を跨ぐ場合の対応】

道路保全課は、東北地方整備局地域道路課（以下「地域道路課」という。）、宮城県道路課（以下「宮城県」という。）、東日本高速道路株式会社道路管制センター（以下、「NEXCO」という。）と被災情報を共有し、関係する区に情報提供を行う。

また、区間指定が円滑に実施できるよう道路保全課は、区、地域道路課、宮城県、NEXCO と連絡調整を行う。

関係する区は、道路保全課からの情報を踏まえ、可能なかぎり関係する他の道路管理者と現場調整を行い、区間指定の実務を行う。

（様式2）

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第76条の6第1項の規定に基づき、下記の区間を（指定・廃止）する。

平成 年 月 日

道路管理者 仙台市

代表者 市長 奥山 恵美子

路線名	区間		延長（m）	備考
	起点	終点		
市道〇〇線	宮城県仙台市〇〇区〇〇町 〇〇地先から	宮城県仙台市〇〇区〇〇町 〇〇地先から	〇〇〇	新規
県道〇〇線	宮城県仙台市〇〇区〇〇町 〇〇地先から	宮城県仙台市〇〇区〇〇町 〇〇地先から	〇〇〇	継続
国道〇〇線	宮城県仙台市〇〇区〇〇町 〇〇地先から	宮城県仙台市〇〇区〇〇町 〇〇地先から	〇〇〇	廃止

担当：仙台市〇〇区建設部道路課

電話 〇〇〇-〇〇〇〇

災害対策基本法第76条の6第1項に基づく道路区間指定（様式2）

3-4 指定道路区間の周知

区間指定を行った場合、道路担当課は当該指定区間内の道路利用者に対し、下記の方法により指定内容を周知する。

周知は、指定区間内の道路利用者全てに必ずしも確実に周知する必要はなく、行き届かなかった利用者に対しては、移動命令を行う際、当該道路が指定されている旨説明する。

①ラジオによる周知

道路担当課は、下記に連絡しラジオで放送してもらうよう依頼する。

- ・日本道路交通情報センター（午前7時から午後7時まで） TEL267-1320 FAX261-5609
- ・宮城県警察交通管制センター（24時間対応） TEL263-4305 FAX263-4309

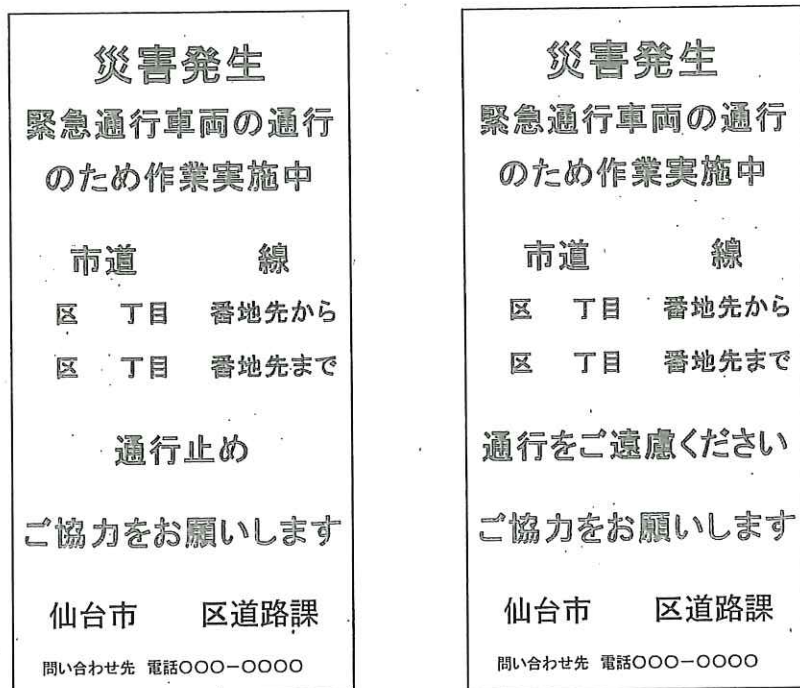
《ラジオによる周知例》

仙台市は、〇月〇日からの大雪対策のため、主要地方道〇〇線の仙台市〇〇区〇〇から〇〇区〇〇までの間を災害対策基本法第76条の6第1項の規定に基づき、緊急車両の通行を確保する区間に指定しました。

当該区間において、緊急車両の通行が確保できない場合、運転者に車両等の移動をお願いするほか、場合によっては道路管理者が車両等の移動を行いますので、道路管理者の指示に従って行動してください。

②立て看板による周知

道路担当課は、指定道路区間の起終点のほか、移動車両の多い箇所に立ち看板を設置する。



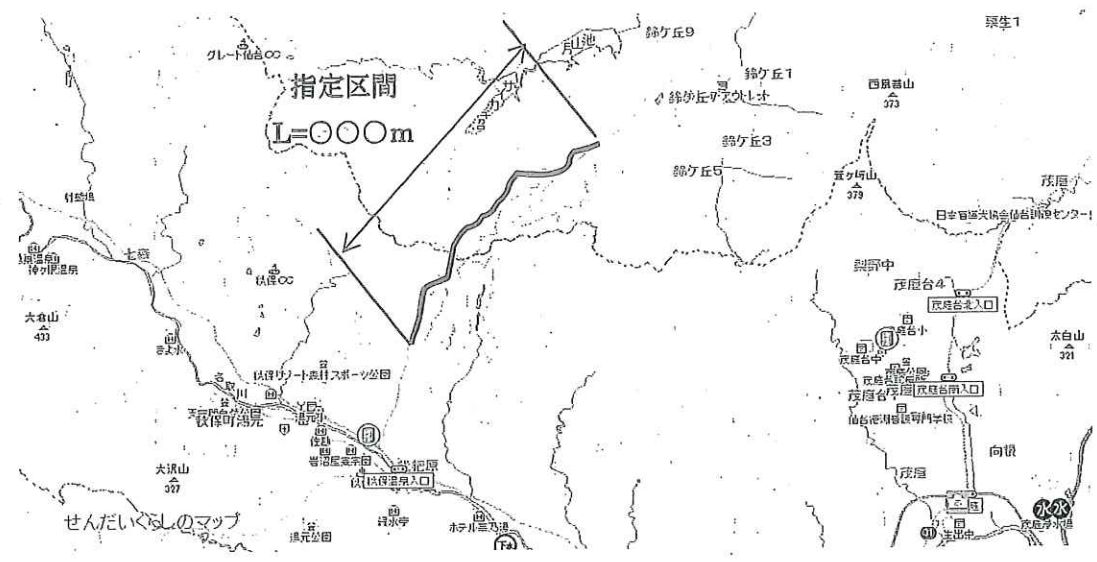
板面寸法(縦1400mm×横550mm)

図3 立て看板による周知(左:通行止め中、右:通行止め未実施)

③ホームページ、記者発表による周知

道路担当課は、様式3によりホームページへの掲載や記者発表を行う。

(様式3)

記者発表資料 平成 年 月 日 (担当)〇〇区建設部道路課 (内線)〇〇〇-〇〇〇〇 (直通)〇〇〇-〇〇〇〇
緊急車両の通行を確保するため、災害対策基本法に基づき市道〇〇線の仙台市〇〇区〇〇～〇〇区〇〇間を区間指定し、放置車両・立ち往生車両の移動等の作業を実施します 〇〇災害のため、緊急車両の通行を確保することを目的として、災害対策基本法第76条の6第1項の規定に基づき、下記の区間を指定します。当該区間においては、放置車両や立ち往生車両等を移動し、通行ルートを確保します。 記 1 路線名 県道〇〇〇線 2 指定区間 仙台市〇〇区〇〇地先～仙台市〇〇区〇〇地先 L=〇〇〇m 《位置図》 

区間指定及び車両等の移動に関する記者発表資料（様式3）

3-5 車両等の移動命令

区間指定後、道路担当課は緊急車両の通行に支障となる車両の運転者等に対し、災対法に基づく措置であることを説明した上で、移動先を指示し車両等の移動を命ずる。移動先は、道路外若しくは道路の左側を基本とし、現場の状況に応じて適宜判断する。

移動命令は、書面（様式4）や口頭により下記を参考に行う。

（様式4）

		平成 年 月 日
運転者各位	道路管理者 仙台市 代表者 市長 奥山恵美子	
災害対策基本法第76条の6第1項の 規定に基づく車両移動命令について（通知）		
この道路は、災害のため、災害対策基本法第76条の6第1項の規定に基づき、下記のとおり、緊急車両の通行を確保するための区間に指定しました。 速やかに指定区間以外に移動するか、職員の指示する場所に移動して下さい。		
記		
路線名	市道〇〇線	
区間	仙台市〇〇区〇〇地先～仙台市〇〇区〇〇地先 L=〇〇〇m	
指定理由	緊急車両の通行確保のため	
		担当：仙台市〇〇区建設部道路課 電話〇〇〇-〇〇〇〇

車両等の移動命令を行う際の書面（様式4）

仙台市〇〇区の道路課〇〇です。

この道路は、災害対策基本法第76条の6第1項の規定に基づき、緊急車両の通行を確保するため、仙台市〇〇区〇〇から〇〇区〇〇間、延長〇〇〇mを車両移動を行う区間に指定しました。
速やかに指定区間外に移動するか、職員の指示する箇所に車両を移動して下さい。

車両等の移動命令を行う際の発言例

3-6 民間事業者への車両等の移動指示

下記条件に該当する場合、道路管理者自ら車両等の移動を行う。車両移動の実務は「災害時における車両等の移動に関する協定（平成27年12月3日締結）」及び「災害時における車両等の移動に関する協定」の細目に関する覚書（平成27年12月3日交換）に基づき、道路担当課が（一社）仙台建設業協会及び（一社）日本自動車連盟宮城支部に車両等の移動を要請し、道路担当課の指示により移動を実施する。

移動は、運転者に対し災害法第76条の6第3項に基づく道路管理者の行為である旨書面（様式5）または口頭により通知し、可能なかぎり所有者から書面（様式6）または口頭による承諾を得たうえで行う。

《道路管理者が自ら車両等を移動する条件》

- (i) 移動命令に対して、運転手が速やかに移動を行わない場合
- (ii) 運転者が不在で、車両等の移動ができない場合
- (iii) 前後に車両等が近接しており、運転者が自ら移動ができない場合

【事故車両の移動について】

事故車両の移動は、原則警察の現場検証後とする。ただし、所轄警察署の了解が得られる場合はこの限りではない。

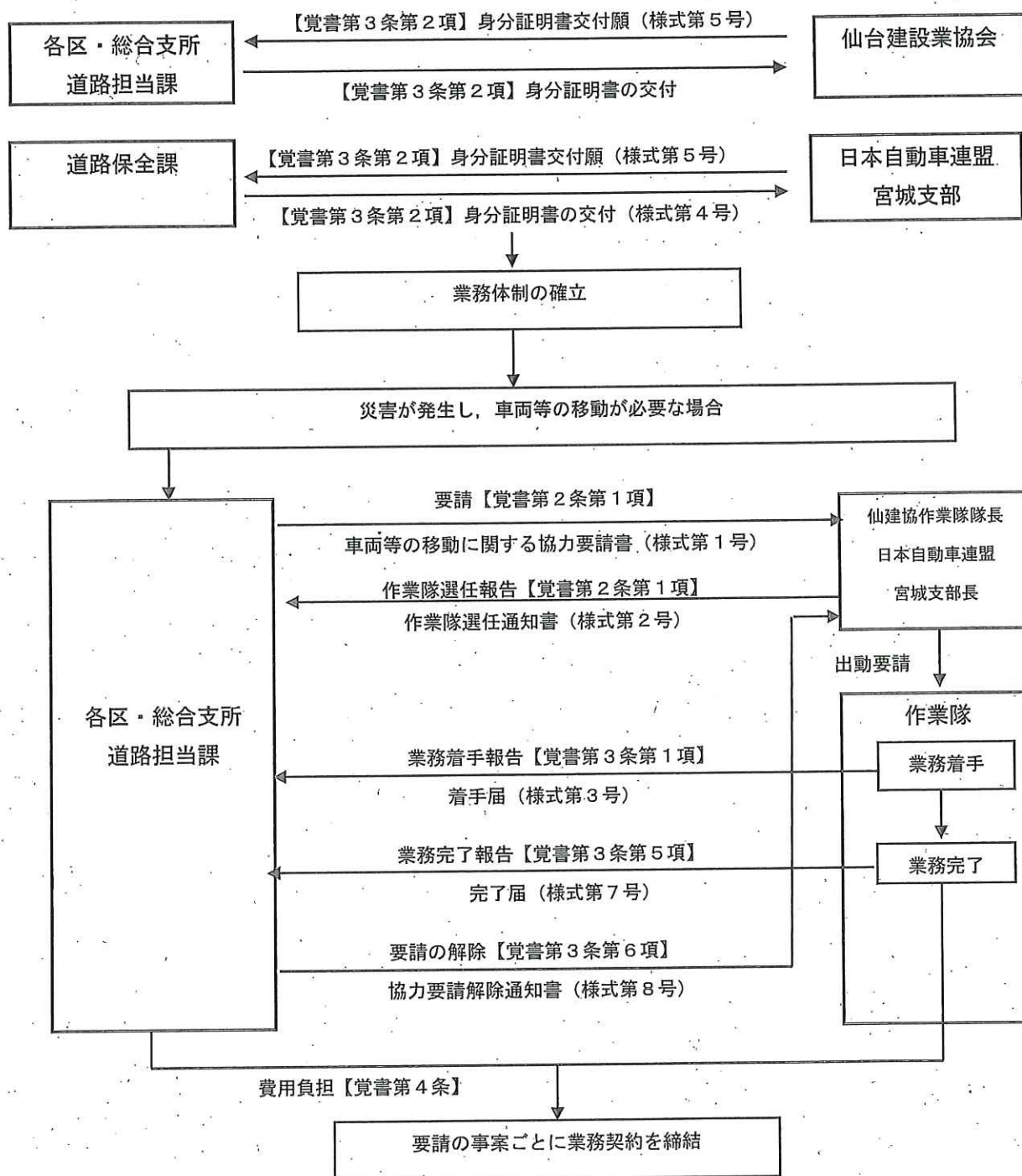


図4 「災害時における車両等の移動に関する協定」の細目に関する覚書 事務フロー

①車両移動を行う際の通知等

(様式5)

平成 年 月 日	
運転者各位	
道路管理者 仙台市 代表者 市長 奥山恵美子	
災害対策基本法第76条の6第1項の 規定に基づく車両移動命令について (通知)	
この道路は、災害のため、災害対策基本法第76条の6第1項の規定に基づき、下記のとおり、緊急車両の通行を確保するための区間に指定しました。 緊急車両の通行を確保するため、車両の移動が必要です。当方により移動を行いますので、車両から離れてください。	
記	
路線名	市道〇〇線
区 間	仙台市〇〇区〇〇地先～仙台市〇〇区〇〇地先 L=〇〇〇m
指定理由	緊急車両の通行確保のため
担当：仙台市〇〇区建設部道路課 電話〇〇〇-〇〇〇〇	

車両等の移動命令を行う際の書面 (様式5)

仙台市〇〇区の道路課〇〇です。

緊急車両の通行を確保するため、車両の移動が必要です。当方により移動を行いますので、車両から離れてください。

車両等を移動する際の運転手への口頭による説明例

(様式6)

平成 年 月 日

道路管理者 仙台市

代表者 市長 奥山 恵美子 様

物件所有者

住所：仙台市〇〇区〇〇町〇町名〇番〇号

氏名：〇〇 〇〇

電話番号：〇〇〇-〇〇〇〇

災害対策基本法第76条の6第3項に基づく車両等の移動に関する承諾書

私は、貴職が災害対策基本法第76条の6第3項に基づき、車両等を移動すること及び移動にあたりやむを得ない限度の破損について、承諾いたします。

記

- 1 移動を承諾する物件（車種名）：
- 2 車両ナンバー：

車両等の移動に関する承諾書（様式6）

②車両等の移動に関する実務について

車両等の移動に関する実務は、「災害時における車両等の移動に関する協定」及び「「災害時における車両等の移動に関する協定」の細目に関する覚書」により下記のとおり行う。

i) 要請

要請は、道路担当課が（一社）仙台建設業協会の組織する災害応急措置協力会作業隊隊長（以下「作業隊」という。）及び（一社）日本自動車連盟宮城支部長（以下「支部長」という。）に車両等の移動に関する協力要請書（様式第1号）により行う。ただし、急を要するときは口頭により行い、事後書面を提出する。

また、道路担当課は、作業隊隊長及び支部長から作業隊選任通知書（様式第2号）が提出された場合、これを受理する。

ii) 業務の実施

道路担当課は、作業隊隊長及び支部長が派遣する作業隊に対し、車両等の移動を指示する。また、作業隊から着手届（様式第3号）が提出された場合、これを受理する。

道路担当課は作業隊隊長から、道路保全課は支部長から身分証明書交付願（様式第5号）が

提出された場合、速やかに身分証明書（様式第4号）を交付する。その後、作業隊隊長及び支部長より身分証明書変更願（様式第6号）が提出された場合、道路担当課は作業隊隊長に対し、道路保全課は支部長に対し、それぞれ変更理由に応じ身分証明書の交付、回収を行う。

道路担当課は、作業隊から完了届（様式第7号）が提出された場合、または、車両移動が必要ないと判断した場合、作業隊隊長及び支部長に協力要請解除通知書（様式第8号）を通知する。

iii) 費用の負担

費用負担は、道路担当課が業務完了後、一般社団法人仙台建設業協会の作業隊、または一般社団法人日本自動車連盟宮城支部と要請の事案ごとにそれぞれ業務契約を締結して行う。

（様式第1号）

H〇〇×××△△△号 平成〇〇年〇〇月〇〇日	
一般社団法人 仙台建設業協会 〇〇区災害応急措置協力会 作業隊隊長 〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇 様	
〇〇区長	
車両等の移動に関する協力要請書	
「災害時における車両等の移動に関する協定」の細目に関する覚書第2条第1項に基づき、 下記のとおり車両等の移動について協力を要請します。	
記	
1 作業箇所：別添作業箇所図のとおり 2 作業内容：別添作業仕様書のとおり 3 履行期限：平成〇〇年〇〇月〇〇日	
担 当：〇〇区建設部道路課 〇〇 連絡先：〇〇〇—〇〇〇〇	

車両等の移動に関する協力要請書（様式第1号）

(様式第2号)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇区長 様

一般社団法人 仙台建設業協会 〇〇区災害応急措置協力会
作業隊隊長 榎〇〇 代表取締役 〇〇

作業隊選任通知書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付けH〇〇×××△△△号により要請のあった件について、「災害時における車両等の移動に関する協定」の細目に関する覚書第2条第2項に基づき、下記のとおり選任したので通知します。

記

1 作業隊

1 工区 〇〇建設隊

隊 長：〇〇〇〇 連絡先〇〇〇-〇〇〇〇

路 線 名：市道〇〇線 作業場所：〇〇区〇〇丁目〇〇地先

作業開始可能日時：平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時

2 工区 〇〇建設隊

隊 長：〇〇〇〇 連絡先〇〇〇-〇〇〇〇

路 線 名：市道〇〇線 作業場所：〇〇区〇〇丁目〇〇地先

作業開始可能日時：平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時

2 履行期限：平成〇〇年〇〇月〇〇日

作業隊選任通知書 (様式第2号)

(様式第3号)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇区長 様

一般社団法人 仙台建設業協会 〇〇区災害応急措置協力会
〇〇工区 作業隊 榎〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇

着手届

平成〇〇年〇〇月〇〇日付けH〇〇×××△△△号-〇により要請のあった件について、平成〇〇年〇〇月〇〇日下記のとおり業務に着手しましたので、「災害時における車両等の移動に関する協定」の細目に関する覚書第3条第1項に基づき、着手届を提出します。

記

1 作業箇所：別添作業箇所図のとおり

2 作業内容：別添作業仕様書のとおり

3 作業担当者：〇〇〇〇 連絡先〇〇〇-〇〇〇〇

4 履行期限：平成〇〇年〇〇月〇〇日

着手届 (様式第3号)

(様式第4号)
第〇〇号

身分証明書

所 属
氏 名
職 名

右は、「災害時における車両等の移動に関する協定」に基づき、災害対策基本法第76条の6第3項の措置を行うことを委託した者であることを証する。

交付年月日 平成 年 月 日

有効期間 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで

道路管理者 仙台市

代表者 市長 奥山 恵美子

身分証明書 (様式第4号)

(様式第5号)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇区長 様

一般社団法人 仙台建設業協会 〇〇区災害応急措置協力会
作業隊隊長 ㈱〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇
身分証明書交付願

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け「災害時における車両等の移動に関する協定」の細目に関する覚書第3条第2項に基づき、身分証明書を交付願います。なお、平成〇年度の身分証明書は下記のとおり返却します。

記

(新規交付分)

会社名	役職名	氏名	年齢
〇〇建設㈱	〇〇	××	〇〇
〇〇	〇〇	××	
〇〇	〇〇	××	

(平成〇年度返却分)

会社名	役職名	氏名	年齢
〇〇建設㈱	〇〇	××	〇〇
〇〇	〇〇	××	
〇〇	〇〇	××	

身分証明書交付願 (様式第5号)

(様式第 6 号)

平成〇〇年〇〇月〇〇日			
〇〇区長 様			
一般社団法人 仙台建設業協会 〇〇区災害応急措置協力会 作業隊隊長 ㈱〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇			
身分証明書変更願			
平成〇〇年〇〇月〇〇日付け交付を受けた身分証明書について、業務体制に変更が生じたので、「災害時における車両等の移動に関する協定」の細目に関する覚書第 3 条第 3 項に基づき、変更願を提出します。			
記			
1 変更理由 (・ 隊員の増員 ・ 隊員の減員 ・ 隊員の変更)			
2 身分証明書の交付・返却 (新規交付分)			
会社名	役職名	氏名	年齢
〇〇建設㈱	〇〇	××	〇〇
〇〇	〇〇	××	
〇〇	〇〇	××	
(返却分)			
会社名	役職名	氏名	年齢
〇〇建設㈱	〇〇	××	〇〇
〇〇	〇〇	××	
〇〇	〇〇	××	

身分証明書変更願 (様式第 6 号)

(様式第 7 号)

平成〇〇年〇〇月〇〇日	
〇〇区長 様	
一般社団法人 仙台建設業協会 〇〇区災害応急措置協力会 〇〇工区作業隊 ㈱〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇	
完了届	
平成〇〇年〇〇月〇〇日付けH〇〇×××△△△号により要請のあった件について、平成〇〇年〇〇月〇〇日下記のとおり業務が完了しましたので、「災害時における車両等の移動に関する協定」の細目に関する覚書第 3 条第 5 項に基づき、完了届を提出します。	
記	
1 作業箇所：別添作業箇所図のとおり	
2 作業内容：別添作業内容のとおり	
3 履行期限：平成〇〇年〇〇月〇〇日	

完了届 (様式第 7 号)

(様式第 8 号)

H〇〇×××△△△号-〇

平成〇〇年〇〇月〇〇日

一般社団法人 仙台建設業協会 〇〇区災害応急措置協力会

作業隊隊長 (株)〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇

7

〇〇区長

協力要請解除通知書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付けH〇〇×××△△△号により要請した件について、「災害時に
おける車両等の移動に関する協定」の細目に関する覚書第 3 条第 6 項に基づき、下記のとお
り協力要請を解除します。

記

- 1 作業箇所：別添作業箇所図のとおり
- 2 作業内容：別添作業仕様書のとおり

担 当：〇〇区建設部道路課 〇〇

連絡先：〇〇〇—〇〇〇〇

協力要請解除通知書 (様式第 8 号)

③車両等の移動記録について

車両等を移動する場合、道路担当課は移動の前後の状態を写真撮影により記録し、車両移動記
録票 (様式 7) を作成する。

3-7 車両等の破損

車両等の移動にあたり、破損が必要となる場合やむを得ない限度で対応し、書面 (様式 7) に
記載する。

【想定される破損】

- ・ロックやサイドブレーキを外すための窓ガラスの破壊
- ・重機で車両等を持ち上げる際に発生する擦り傷や凹み等

【留意事項】

- ・窓ガラスを破壊した場合、降雨等による車内設備の劣化が想定されるため、破損箇所をシ
ートでふさぐなど可能な範囲で損傷が拡大しないよう措置を講ずる。
- ・移動する際は、ガソリン漏れ等に十分注意するとともに、危険物が積載されていることも
想定されるため、可能な限り積み荷を確認し、注意して移動を行う。また、ハイブリッド
車、電気自動車等を移動する際には、感電等に注意して移動する。

(様式7)

車両移動記録票

措置実施場所	
対象車両	
運転手の有無	
移動日時	
移動内容	☐ 道路内路肩に移動
	☐ 沿線民地に移動
	☐ 一時保管場所に移動(保管所)
	☐ その他()
移動方法	☐ 除雪グレーダー
	☐ 除雪ドーザー
	☐ レッカー
	☐ その他()
移動前破損状態	
移動時の破損	
移動後破損状態	
移動実施者	

状況写真

移動前

移動時

移動後

記入者名

車両移動記録票 (様式7)

3-8 土地の一時使用

道路区域内及び周辺の公有地に車両を移動するスペースがない場合、道路担当課は現場の判断で沿道の民地（駐車場、空き地、田畑等）を一時的に使用する。

土地の所有者が容易に見つかる場合には、口頭で説明を行い、可能な限り書面（様式8）により承諾を得た上で使用する。

仮に所有者が見つからない場合であっても、土地の使用やそれに伴う竹木等の処分が可能であり、書面（様式9）により使用する土地に掲示する。また、民地を一時使用した場合、道路担当課は使用前後の写真を添付した土地の一時的使用記録簿（様式10）を作成する。

（様式8）

平成 年 月 日	
道路管理者 仙台市	
代表者 市長 奥山 恵美子 様	
土地所有者	
住所：仙台市〇〇区〇〇町〇町名〇番〇号	
氏名：〇〇 〇〇	
電話番号：〇〇〇-〇〇〇〇	
災害対策基本法第76条の6第3項に基づく車両等の移動に伴う 土地の一時使用等に関する承諾書	
私は、貴職が災害対策基本法第76条の6第3項に基づき、車両等を移動するにあたり、 土地の一時使用及び移動に支障となる竹木等の伐採について、下記のとおり承諾いたします。	
記	
1 一時使用を承認する土地の所在：	
2 使用する面積：	
3 伐採する竹木等の本数：	

土地の一時使用等に関する承諾書（様式8）

(様式9)

〇〇災害に伴う土地の一時的使用について

緊急車両の通行を確保するための放置車両の移動に伴い、災害対策基本法第76条の6第4項の規定に基づき、この土地を一時的に使用しております。

記

利用開始日時 平成 年 月 日 時

利 用 目 的 放置車両の保管

平成 年 月 日

道路管理者 仙台市

代表者 市長 奥山恵美子

問い合わせ先 仙台市〇〇区建設部道路課

電話〇〇〇-〇〇〇〇

土地の一時使用の際の掲示物 (様式9)

仙台市〇〇区道路課の〇〇です。

〇〇災害のため、主要地方道〇〇線仙台市〇〇区〇〇～〇〇区〇〇の区間は、災害対策基本法第76条の6第1項の規定に基づき、緊急車両の通行を確保するため、車両等の移動を行う区間に指定しました。

緊急車両の通行を確保するため、放置車両を移動しているところですが、移動先が無いことから〇〇を一時的に使用させていただきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

土地の一時使用の際の権利者への説明例

(様式10)

土地の一時的使用記録簿

措置実施場所	仙台市 区
使用開始日時	平成 年 月 日 時
使用目的	〇〇災害における放置車両の保管
土地所有者	
現在の用途	
作業実施者	〇〇建設
同上担当者	電話

状況写真

移動前

移動後

記入者名	
作成日	
修正日	

土地の一時的使用記録簿（様式10）

【車両移動した際の掲示】

現場に運転手がない場合、移動後下記のとおり車両等に掲示を行う。

(様式11-1)	(様式11-2)
〇〇災害に伴う車両の移動について 緊急通行車両の通行を確保するため、災害対策基本法第76条の6第1項の規定に基づき、下記のとおり車両の移動を行いました。 記 移動日時 平成 年 月 日 〇〇時 移動先 ー 移動車両 車名 ナンバー 道路管理者 仙台市 代表者 市長 奥山 恵美子 問い合わせ先 仙台市〇〇区建設部道路課 電話 022-〇〇〇-〇〇〇〇	〇〇災害に伴う車両の移動について 緊急通行車両の通行を確保するため、災害対策基本法第76条の6第1項の規定に基づき、下記のとおり車両の移動を行いました。 記 移動日時 平成 年 月 日 〇〇時 移動先 〇〇〇〇 移動車両 車名 ナンバー 道路管理者 仙台市 代表者 市長 奥山 恵美子 問い合わせ先 仙台市〇〇区建設部道路課 電話 022-〇〇〇-〇〇〇〇

車両等を移動した際の車両等への掲示

路肩など近隣に移動した場合（様式11-1）

50m以上移動した場合（様式11-2）

3-9 車両等移動の情報提供

車両等の移動を行った場合、道路担当課は所轄警察署長に記録した情報をできるだけ速やかに提供する。

3-10 道路管理者による損失補償

①破損車両に係る補償額の算定について

<算定基準>

車両の破損前後の記録を踏まえ、損害賠償額算定基準上巻（基準編）、（財）日弁連交通事故相談センター東京支部）や見積に基づき、補償額を算定する。

②土地の一時使用および竹木等の処分に係る補償額の算定について

<算定基準>

国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準（平成13年1月6日国土交通省訓令第76号）、補償金算定標準書（東北地区用地対策連絡会）及び見積に基づき、補償額を算定する。

4 関係機関との連携

4-1 情報共有

道路保全課は地域道路課や宮城県、NEXCO に区間指定や運転者への移動命令、車両移動等の状況について情報の共有を図り、当該内容について、区へ情報提供する。

4-2 道路区間指定等の要請

災対法第76条の4に基づき、宮城県公安委員会は緊急交通路の指定を行うため、道路管理者に道路区間の指定及び車両の移動等の措置を要請することができる。

要請は、公安委員会から道路担当課に行われ、要請に対する回答は、道路担当課から公安委員会に行う。

4-3 道路区間指定等の指示

災対法第76条の7に基づき、国土交通大臣は、本市が管理する道路において放置車両や立ち往生車両の移動が必要と判断した場合、本市に対し車両移動等の指示を行うことができる。

具体的には、直轄国道や高速道路が被災し、緊急車両の通行ルートを確保するため、本市が管理する道路を迂回させる必要がある場合を想定している。

なお、具体の指示については、地域道路課より道路保全課あて書面もしくは口頭により行われる。ただし、口頭で指示された場合、事後書面が送付される。

道路保全課は上記指示があった場合、道路担当課に対し指示内容を伝えるとともに、現地確認の上区間指定及び車両等の移動の対応の可否について、道路保全課に回答するよう要請する。

道路保全課は、区からの回答を受け地域道路課へ書面（様式12）により連絡する。

国土交通省地域道路課の〇〇です。〇〇地方整備局長の指示で連絡しております。

地震発生を受け、緊急通行車両の通行確保のための道路啓開を実施しています。仙台市が管理する県道〇〇線〇〇～〇〇について、災害対策基本法第76条の6により、直ちに道路区間指定をお願いします。また、道路啓開について、対応が可能かどうか直ちに回答をお願いします。

なお、対応が難しい場合は、国土交通省が代わって道路啓開を行う用意がありますので、災害対策基本法第74条の3に基づく要請の手続きをお願いします。

本市への指示の際の発言内容

文 書 番 号
平成 年 月 日

仙台市長 様

国土交通省東北地方整備局長

災害対策基本法第76条の7の
規定に基づく指示について

〇〇災害発生のため、県道〇〇線〇〇から〇〇の区間において、災害対策基本法第76条の6の規定に基づき、道路啓開作業を行っていますが、市道〇〇線を迂回路として利用する必要があるため、災害対策基本法第76条の6の措置を実施するよう指示します。

対応の可否について回答をお願いします。

記

指示区間：主要地方道〇〇線

仙台市〇〇区〇〇地先～仙台市〇〇区〇〇地先

指示理由：緊急通行車両の通行確保のため

担当：東北地方整備局地域道路課
電話〇〇〇－〇〇〇〇

本市への道路区間指定等の指示

(様式 12)

		文	書	番	号
		平成	年	月	日
国土交通省東北地方整備局長 様					
道路管理者 仙台市					
代表者 市長 奥山 恵美子					
災害対策基本法第76条の7の 規定に基づく指示について (回答)					
平成 年 月 日付け第〇〇号にて指示のあった道路啓開について、対応します。					
記					
対応区間：主要地方道〇〇線 仙台市〇〇区〇〇地先～仙台市〇〇区〇〇地先					
担当：仙台市建設局道路部道路保全課 電話：214-8381					

国への回答書面 (様式 12)

(様式 12)

		文	書	番	号
		平成	年	月	日
国土交通省東北地方整備局長 様					
道路管理者 仙台市					
代表者 市長 奥山 恵美子					
災害対策基本法第76条の7の規定に基づく指示について (回答)					
平成 年 月 日付け第〇〇号にて指示のあった道路啓開について、対応できかねます。					
記					
対応区間：主要地方道〇〇線 仙台市〇〇区〇〇地先～仙台市〇〇区〇〇地先					
担当：仙台市建設局道路部道路保全課 電話：214-8381					

国への回答書面 (様式 12)